

平成26年 第18回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成26年11月21日(金)  
開会 午後5時30分 閉会 午後5時55分
- 2 場 所 峰山庁舎 3階 303会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育総務課長 中村和幸、  
子ども未来課長 中村八寿子
- 6 書 記 教育総務課長補佐 坪倉武広
- 7 議 事  
(1) 議案第85号 京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則の制定について
- 8 そ の 他 諸報告
- 9 会 議 録 別添のとおり(全8頁)
- 10 会議録署名  
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成27年1月5日

委員長 小松 慶三

署名委員 野木 三司

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三
- 〔被招集者〕 文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育総務課長 中村和幸、  
子ども未来課長 中村八寿子
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 坪倉武広

〈小松委員長〉

ただいまから「平成26年第18回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。

〈小松委員長〉

はじめに、会議録の承認を行います。第15回の署名委員は野木委員、第16回の署名委員は文珠委員です。会議録につきましては、お手元に送付しております。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

了承。

〈小松委員長〉

それでは、原案どおり承認致します。

〈小松委員長〉

つづきまして、本日の会議録署名委員の指名をいたします。  
野木委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

〈小松委員長〉

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

議案第85号「京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則の制定について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

この件について、教育次長の方から提案説明致します。

〈吉岡教育次長〉

議案第85号「京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則の制定について」説明をさせていただきます。

来年4月の子ども・子育て支援法の施行に伴い、同法第20条第1項の規定により子ど

ものための教育・保育給付を受けようとするときには、市に対し、その子どもごとに、教育・保育給付を受ける資格を有することと、子どもの区分についての申請を行い、認定を受けなければならないというふうにされております。また同条第3項の規定では、子どもが法律第19条第2号又は第3号に該当すると認めるとき、この2号と3号というのは「保育が必要とする場合」です。その場合は、保育の必要量の認定を行うこととし、第20条第4項では、認定を行ったときは、その結果を通知しなければならないとし、この場合においては、子どもの区分、保育の必要量等を記載した認定証を交付すること、また資格を有すると認められないときは、その理由を付してその旨を通知することとされています。

すでに9月議会において、京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例が可決され、保育の必要性の基準、保育の必要量の基準が示されました。同条例第6条の規定では、認定の申請その他の手続きに関し必要な事項は市長が別に定めることとしておりますが、保育所に関する事務につきましては、市長の方から教育委員会に委任されていることから、教育委員会の方で条例施行規則を定めるものです。

なお、来年度の入所申込みの関係から、本日の臨時教育委員会議での提案とさせていただいたものです。

条文の内容について説明をさせていただきます。

目次のとおり4章立てとしておりまして、第1章を総則として第1条では趣旨を規定しております。

第2章では支給認定を規定しております。第2条で支給認定の申請、第3条では保育必要量の認定を規定しております。この第3条では、条例第3条の各号に定める基準に基づき、第1号で保育標準時間の認定、第2号で保育短時間の認定を規定しております。第4条では支給認定証の交付又は許可の手続き、その様式を規定させていただいております。第5条では支給認定の有効期間を法第19条の各号に定める子どもの区分ごとに、第2号と第3号では要件ごとに区分として基準を規定しております。第6条では現況の届出を規定しておりますが、第2号及び第3号認定（保育認定）の子どもである場合は、毎年度、支給認定申請書兼利用申込書を提出しなければならないこととしております。第7条では支給認定の変更について、第8条では職権による支給認定の変更、第9条では支給認定の取り消し、第10条では申請内容の変更、第11条では支給認定書の再交付の手続きや様式等について規定をしております。

第3章では保育の利用を規定しております。第12条では保育の利用申し込みの手続きと様式等、第13条では利用の決定と様式等、第14条では利用期間の決定を規定しております。第15条では退所や欠席、第16条では保育の実施の解除について、手続きや様式等を規定しております。

第4章では雑則として、第17条で、その他必要な事項は教育委員会が別に定めることとさせていただいております。

附則で、施行期日は条例の施行の日からとしておりますが、準備行為は規則の施行の日前においても行うこととさせていただいております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<小松委員長>

議案第85号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

はい、文珠委員。

<文珠委員>

ただ今条例につきましてのご説明を受けた訳でございますけれども、簡単に言うと、どういう方が対象になっての支給要綱なのでしょうか。

<中村子ども未来課長>

これまででしたら、保育所、幼稚園につきましてはそれぞれ保育所の利用申請、幼稚園の利用申請ということで出していただきましたけれども、それが今回、施行規則で定めるところの全員がこの中に入るという事です。まず子ども子育ての条例が新しく施行されたという事で、小学校に行くまでの子どもで幼稚園と保育所を利用したい方は、1号であるか、2号であるか、3号であるかを市に申請をして認定を受けなければいけないので、利用される方は全員がこの対象になるという事です。1号、2号、3号、そしてどこの保育所を利用したいとか幼稚園を利用したいというものを合わせて申請をしていただくための規則という事になります。

<吉岡教育次長>

今課長が言いましたように、1号が教育、2号と3号が保育になっていまして、3号が3歳未満でしたか。

<中村子ども未来課長>

3号は、保育が必要な3歳未満の子どもです。

<吉岡教育次長>

ということで、1号、2号、3号の申請をしていただくことになっています。それで、今回保育所の方の申請の形を進めさせていただいているのですが、幼稚園も必要なので幼稚園についてはまた改めてさせていただくことになると思います。

<文珠委員>

基本的なことですが、申請をして、支給認定とありますが、支給を受けるということですか。

<中村子ども未来課長>

考え方も少し変わりました、保育所に子どもさんをお預かりさせていただくと保育料をいただきますが、保育料以外のお金については市がまかなうお金を支給することになります。その市が負担する分についての言葉を、これまでは、本人もしくは保護者に支給するという言い方をしておりませんでした、市が保育所を運営するための経費というふうな位置づけをしておりましたが、その必要なかかるお金について、その保護者、子どもさんについて支給をするという言い方に変わっているのですが、実態としては特に今と変わらないということでございます。

<文珠委員>

そういう意味ですか。支給という言葉になったと。新しい法制度かなと思いました。

<吉岡教育次長>

法律は4月から新しくなりますので、内容的には同じことをやるようですけど言葉づかいとか制度も変わっています。ただ実態としては保護者に支給するのですけど、それは代理受領で施設の方に。保護者の方にお金を渡すという形にはならないということです。

<文珠委員>

分かりました。

<吉岡教育次長>

保育を受けていただくための申請をしていただくのと、それを決定するための手続きとか様式類を今回定めさせていただくという形です。

<中村子ども未来課長>

言葉として、こういう言葉を使ってするということは国が決めますので、市の方が勝手に名前を変えるというわけにはいきませんので、そのまま書かせていただいています。保育所長・園長たちには昨日説明をしまして、今日市民局の窓口担当にも集まってもらって説明をしましたので、保護者の方のいろんな疑問には保育所であっても、地域子育て支援センターの方でも説明することにしておりますので、いろんなところで、このように口頭で、それはこういうことなのですよ、ということが説明できるような体制でしないと、浸透するまでにもやはり時間がかかるのだらうなというふうに思っています。

<吉岡教育次長>

今までは、極端な話をしますと市には公立の保育所しかなかったので、保護者にとっては1人にいくら掛かっているというイメージが無いです。保育所の施設として例えば5千万なら5千万掛かっているというイメージはあるのですけれど、今度市には2つあるのですけど、市は法人に対して1の子にいくらというお金を払っているのです。それをまとめた額を法人に払わせていただいているのです。15万円くらい実際掛かる子どもたちもいるのですけど、そのうちの保育料の差額分だけが市が独自に払うお金という形になります。

<文珠委員>

では、保育料なんかは所得割でかかってくるではないですか。子どもに対して、市はたくさん出す人と少なくする人とがあるわけですね。

<吉岡教育次長>

そうです。何でもそうですね。所得によって料金が変わるものが結構あります。介護保険ももともとそうになっていますね。

<森委員>

よく理解できました。これはどういう状況なのかなと、初めてのことかなと思っていました。

今までに子どもを預からないという事例はありますか。

〈中村子ども未来課長〉

それは、保育に欠けていない方が申請をされても、全くおじいちゃんもおばあちゃんもお母さんもずっと家にいるのに、とにかく預かって、大変だし、みたいなのは保育に欠けていないのでお預かりしませんということにももちろんしています。ただ、下に子どもさんがおられてお母さんがパニックになるとか、保育所を利用していただくという理由になるようなことがあれば、就労しておられなくても、色んな話を聞かせて頂いたり医師の方の診断をもらったりする中でご利用いただいていますけど、申請すれば100%通るということではなくて、審査はさせていただいています。

〈野木委員〉

中村さんが今おっしゃった基準というのは、国で定められている基準ということなのですか。京丹後市で独自で基準があるわけではなくて、国の基準で全て、これは受けるとか受けないとかということになるのですか。

〈中村子ども未来課長〉

国が示している基準があります。そして、それを基にしながら京丹後市でどうしていくかというようなものを、この前ご説明させていただきました条例の方で示させていただいています。国で、割とばくつとしたところについては、もう少し市の方ではきっちり言わせてもらっていたり、やはり市長が別に定めるものという要綱をもっておりますので、例えば児童虐待まではいかないけれども、やはりきっちり保育ができていないとか、そういうところについてもこれまでから市長が認めるという枠でとらせていただいていますし、そういう部分についてはあるということです。

〈野木委員〉

じゃあ、国は市にそのあたりの基準というのはある程度任せてくれているということか。支給対象になるとかならないとかいう部分の基準というのは。

〈中村子ども未来課長〉

大まかに、こういう形というのは示されているのですが、細部にわたっては各市町村がどこまでみていくかというような部分はあると思います。

〈野木委員〉

では、国の支給というものがある中で、各市町村において多少の差はありますよということですね。

〈吉岡教育次長〉

多少あるのですけれど、多少というのはわずかです。ほぼ国の基準通りです。

〈小松委員長〉

他にご意見ございませんでしょうか。

〈文珠委員〉

簡単なことでございますけれども、支給額は基準で払っていくわけですが、それは主に施設の管理費、人件費という基本的な必要経費に充てられるものということですね。幼稚園であれば教育活動の洋服代だとか、どこかへ連れて行く為の活動の資金ではなくてということですね。

〈中村子ども未来課長〉

ほとんど委員さんの言われる通りです。ただ、遠足なんかについても1度、1回行かれるくらいのバス代とかはどことも取っておりますので、それについては市の方でまかさないですし、それ以上に社会見学とかいろんなことで、この部分については親子で行きたいのでそのバス代についてはPTAが持ちますといわれるような活動もしておられます。

〈文珠委員〉

ありがとうございます。

〈小松委員長〉

他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第85号「京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則の制定について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いします。

〈文珠委員〉

はい。先日17日ですが、丹後地教委連の研修の方に野木委員さんと行って参りました。小浜市教育委員会、それから熊川小学校と熊川町の教育委員会についての研修でございました。日本のいつも学力テストで上位にある福井県の教育というのはどういう教育なのだろうかということの研修ということがメインテーマで行ってきたわけですが、いろ

いろにご意見を聞かせていただきました。これがすごいなと思ったり、京丹後市はどうか、というようにいろいろな思いもいただけてきたわけですが、そういう思いをこういうふうに言えたらいいと思うのですけれど、今は整理していませんので。ただ、定例会の中でも最後の研修のまとめという感じで、これからはそういう場所をいただいて、こういうことを感じましたとか、それに対して京丹後市はどうでしょうか、というような確認とか、そういう場所が議案としてあったらなというふうに思いながら帰ってきたところでございます。

では、野木さんどうぞ。

#### <野木委員>

行って参りました。もっと具体的にすごいお話が聞けて良い報告ができるかなと思ったのですけれど、私は特に熊川小学校の方で聞かせていただいた部分で、非常に統廃合が進んでいなくて、かなり地域住民の方の思いが強く、それによって児童の教育がちょっと歪みがきているような感じをすごく受けて、誰のための学校なのだろうという根本的なものが、地域の発展とか地域のシンボルとかいうことがすごくクローズアップされているのですけれど、でもそうやって意見を言っている人達のお子さんたちはほとんどおそらく都会の方に出てしまっていて過疎になっているのだと思うのですけど、今いる子どもたちが、本当に学校の数が8名しかいないとか、20名しかいないとか、それでいて小学校が8つくらいあるということで、一番大きな学校でも7、80名というような。ですから、その辺りはすごく本当にこれで良いのかなというように感じを受けて帰って来ました。小浜市の方に関しては、非常にゲームをほとんどしないのですよとか、スマホをするような子もいないのですよという部分は聞きましたけれども、本当なのか、という疑問も。でも成績は成績でということなので、そうなんだろうなと言いつつ聞かせながら聞きました。

#### <文珠委員>

教育長のお話の後、先生が素晴らしいと言っておられました。そして、家庭との関係もちゃんとしているということでした。それから、現場はとりあえず校長先生に任せると、そこから指導力を発揮していただく、校長先生の指導力を試す、というようなことでもございました。そんな中で、いろんな創造、その中でも教育長のすごい思いが節々に出てきて、保育園の時から小学校に上がる時に、なかなか授業が座れないから成立しないというような事がよくあるのだけど、それを解決するために何をしたらいいか、山歩きが良いということで、やってくれと保育園の方に言ったらいいですけども、ある所に行って保育園がやっているような活動を見て、一緒に行った保育園の先生方がこれは良いとやりだして、ある程度落ち着いてきたというようなことも言っておられましたですね。そういったこともまとめとして確認できる場所があったらいいなというように思っていました。

#### <小松委員長>

他にございませんでしょうか。

他にないようでしたら、以上をもちまして第18回京丹後市教育委員会臨時会を閉会と致します。ご苦労様でございました。

< 閉会 午後5時55分 >



[ 12月定例会 平成26年12月3日(水) 午後3時00分から ]